労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令案に関する意見募集の結果について

令和８年３月 23 日
厚生労働省
労働基準局安全衛生部安全課

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係省令の整備等に関する省令案について、令和８年１月 22 日（木）から同年２月 20 日（金）まで御意見を募集したところ、４件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げるとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	【用語の定義について】 「作業場所管理事業者」「作業従事役員」の定義が不明確であり、また「作業従事役員等」の「等」に含まれる範囲を明確化すべき。	「作業場所管理事業者」は、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和７年法律第 33 号）による改正後の労働安全衛生法（以下「改正安衛法」という。）第 30 条の４において、「仕事を自ら行う事業者であつて、当該仕事を行う場所を管理するもの」と定義しており、その範囲は明確になっております。 「作業従事役員等」は、改正安衛法第 42 条第３項において、「事業者（厚生労働省令で定める数以下の労働者を使用する者に限る。）又は個人事業者（これらの者

		が法人である場合には、その代表者又は役員）である作業従事者」と定義しているため、その範囲は明確になっております。 　なお、「厚生労働省令で定める数」は、本意見募集概要２（１）①に記載のとおり、労災保険特別加入制度の対象となる中小事業主の範囲と同一の数としています。
２	【特別教育について】 作業従事役員等に対する特別教育について、誰が受講機会を提供し、誰が科目省略を判断するのか。	改正安衛法第 59 条第４項により、作業従事役員等自身に特別教育の受講義務が課されており、労働者向けの特別教育を実施する外部機関等を活用して、その機会を確保することを想定しています。科目省略の判断を行うのは作業従事役員等自身となりますが、その判断が恣意的なものとならないよう、例示を含めた客観的な要件を省令で規定することとしています（意見募集概要２（１）④参照）。
３	【労働災害が発生した場合の労基署への報告について】 作業従事役員等が持ち込んだ機械で安全装置の取外しが可能とされる点について、労働災害が発生した場合、労基署への報告主体は誰になるのか。 また、作業従事役員等が持ち込んだ機械を事業者の労働者に貸した場合に発生した労働災害の報告はどうなるのか。	労働者が被災した場合には、どのような場合でも、その被災した労働者を雇用する事業者が、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号）第 97 条に基づき所轄労働基準監督署長へ報告することとなります。 　一方、個人事業者が被災した場合には、令和９年１月施行の改正省令に基づく報告制度により、特定注文者又は災害発生場所管理事業者等が所轄労働基準監督署長へ報告することとなります。

4	【例外規定が適用される場合の安全性の確保について】 安全装置の取り外しや特別教育の科目省略について、安全確保を軽視する例外規定とも受け取れる内容であり懸念がある。「安全に例外はない」との観点から、例外規定がとられた場合に、どのように安全を担保するのか、考え方と根拠の提示を求める。	作業従事役員等が持ち込む機械等については、安全装置等の取り外しを原則禁止とし、遮蔽物がある等、周囲の作業従事者に危険を及ぼさないことが確認できること等、定められた要件をすべて満たすことにより、安全性が確保できる場合に限り、例外的に取り外しが可能となる仕組みとしています。特別教育の科目省略についても、同様の観点から、例示を含めた客観的な要件を省令で規定することとしています。